

不動産競売物件の入札について

下記の入札方法及び留意点をお読みいただき、裁判所の物件明細閲覧室等に備付けの「物件明細書」「現況調査報告書」「不動産評価書」の3点セットを確認され、さらに不動産登記記録など最新の資料を調査されるほか、ご自身の目で該当物件をよく見られた上で（物件に立ち入ることはできません）、入札するかどうか決めてください。

※物件明細書・現況調査報告書・不動産評価書の確認は、裁判所の物件明細閲覧室等で閲覧、謄写（コピーは有料）することができます。

●期間入札物件

期間入札とは、裁判所が一定の入札期間を設けて、その期間内に入札書による入札を受け、入札期間満了後1週間以内の開札期日に入札参加者立会いのもとで開封し、最高額で入札した人に売却する方法です。

●買受申出保証金

不動産競売物件の入札に参加するためには、裁判所の定めた買受申出保証金（通常は売却基準価額の2割です。また、落札できなかった場合は全額返還されます。）を納付しなければなりません。買受申出保証金を指定預金口座に振り込んだ上、振込証明書を提出する必要があります。（銀行または保険会社との間に支払保証委託契約を締結して、その証明書を提出する方法もあります。）

●入札

入札期間内に入札書（執行官室で交付しているもの）を封筒に入れて保証金振込証明書・資格証明書（又は住民票）とともに提出する必要があります。書留による郵送でも可能ですが、入札期間内に到達しなければなりません。

●開札及び売却決定

開札日には、執行官が入札参加者立会いのもとで入札書を開封して、最高額で入札した人の決定を行います。売却決定は、通常、開札日から1週間以内の売却決定日に裁判所がその許否を決定します。

●売却代金の納付

売却代金（入札金額から買受申出保証金の額を控除したもの）は、売却許可決定確定から約1か月以内で裁判所が定める日までに納付しなければなりません。その期間内に代金を納付しない場合には、売却許可決定は効力を失い、入札保証金は返還されません。

●留意点

競売物件を落札しても、第三者の占有等により明渡しがスムーズに行われないケースもあります。また、落札した方（買受人）が競売物件の占有者に対して明渡しを請求することができる場合であっても、占有者が協力しないときは買受人において訴訟や強制執行の手続きをとらなければならないケースもあります。

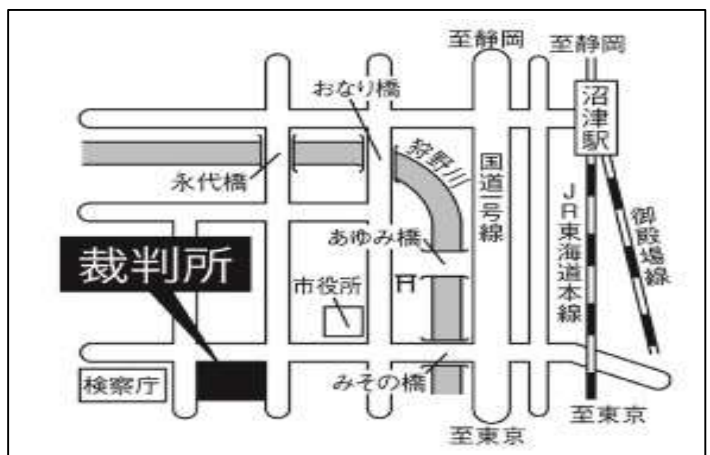
■特別売却とは

不動産競売事件における売却方法の1つで、期間入札による売却方法で適法な買受の申出のなかった物件を、入札または競り売りの方法によらずに、特別売却実施期間中に一番先に買受可能価額以上の申出価額にて買受を申し出た人に売却する方法です。同一物件について、買受の申出が同時に複数されたときは、くじ等により買受申出人を定めたりします。（詳しくは該当の裁判所にお問い合わせください。）

特別売却物件の買受申出も、執行官室で受け付けします。

静岡地方裁判所 沼津支部

所在地	沼津市御幸町21-1
交通	JR沼津駅 徒歩15分
閲覧場所	静岡地方裁判所沼津支部閲覧室（1階）
書類提出先	静岡地方裁判所沼津支部執行官室
開札場所	静岡地方裁判所沼津支部売却場
お問い合わせ先	055-932-5161 執行官室（入札について） 受付時間 平日8:30~12:00 13:00~17:00



at home

2023年1月13日更新

静岡地方裁判所 沼津支部 売却スケジュール

【期間入札】

農地	開札日	公告日	閲覧開始日	入札開始日	入札終了日	売却決定日	情報紙公開予定日
	R6. 12. 18	R6. 11. 5	R6. 11. 5	R6. 12. 4	R6. 12. 11	R7. 1. 8	R6. 11. 5
	R7. 1. 22	R6. 12. 9	R6. 12. 9	R7. 1. 8	R7. 1. 15	R7. 2. 12	R6. 12. 9
★	R7. 1. 22	R6. 9. 30	R6. 9. 30	R7. 1. 8	R7. 1. 15	R7. 2. 12	R6. 9. 30
	R7. 2. 19	R7. 1. 7	R7. 1. 7	R7. 2. 5	R7. 2. 12	R7. 3. 12	R7. 1. 7
	R7. 3. 19	R7. 2. 3	R7. 2. 3	R7. 3. 5	R7. 3. 12	R7. 4. 9	R7. 2. 3
	R7. 4. 16	R7. 3. 3	R7. 3. 3	R7. 4. 2	R7. 4. 9	R7. 5. 7	R7. 3. 3
★	R7. 5. 21	R7. 2. 3	R7. 2. 3	R7. 5. 7	R7. 5. 14	R7. 6. 11	R7. 2. 3
★	R7. 6. 11	R7. 3. 3	R7. 3. 3	R7. 5. 28	R7. 6. 4	R7. 7. 2	R7. 3. 3

※上記スケジュールは、開札日順となっています。
※裁判所が指定する地域の、アットホーム全国不動産情報ネットワークに加盟されている不動産会社様には、上記閲覧開始日から、概ね3日以内に情報紙をお届けします。

【特別売却】

農地	特別売却 閲覧開始日	特別売却 開始日	特別売却 終了日
	R6. 12. 19	R6. 12. 19	R6. 12. 20
	R7. 1. 23	R7. 1. 23	R7. 1. 24
★	R7. 1. 23	R7. 1. 23	R7. 1. 24
	R7. 2. 20	R7. 2. 20	R7. 2. 21
	R7. 3. 21	R7. 3. 21	R7. 3. 24
	R7. 4. 17	R7. 4. 17	R7. 4. 18
★	R7. 5. 22	R7. 5. 22	R7. 5. 23
★	R7. 6. 12	R7. 6. 12	R7. 6. 13

閲覧開始日以降下記サイトで「物件明細書」「現況調査報告書」「不動産評価書」等がダウンロードできます。
(関係者の名前などは仮名処理されています)

不動産競売物件情報サイト「BIT」
<http://bit.sikkou.jp/>

■利用時間 24時間 年中無休

■利用料金 無料

※インターネット接続にかかる費用（電話料金・

※スケジュールは、裁判所が公開している年間スケジュールをもとに、令和5年1月13日付で作成したものです。諸事情により変更されることがあります。

※★は農地専用のスケジュールです。ただし、それ以外のスケジュールについても農地が含まれる場合があります。

※農地及び採草放牧地についての買受申出は、都道府県知事又は農業委員会等の交付した買受適格証明書が必要です。

※買受適格証明書の入手等については、その農地等の所在を管轄する都道府県事務所又は農業委員会等へお問合せください。

at home